

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 27 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理由

小学校の単独調理校における栄養士及び調理に従事する職員の職を廃止するため。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則（令和5年立川市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(その他必要な職員)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 校長は、前項に規定する一般用務に従事する職員で特に高度の知識若しくは技能又は経験を必要とする業務に従事するものの職を主任の職として指定することができる。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(その他必要な職員)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 校長は、前項に規定する<u>栄養士並びに調理及び</u>一般用務に従事する職員で特に高度の知識若しくは技能又は経験を必要とする業務に従事するものの職を主任の職として指定することができる。</p> <p>3 ……略……</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。